

## 愛媛地域防災力研究連携協議会 規約

(名称)

第1条 この協議会は、愛媛地域防災力研究連携協議会（以下「本協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、愛媛大学防災情報研究センター、愛媛県、愛媛県教育委員会、愛媛県内市町が連携し、国の機関の協力を得ながら、地域防災力に関する調査・研究、情報交換を行うことをもって、愛媛県における地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 本協議会は、別表-1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 本協議会には、会長および副会長2名を置く。
- 3 会長および副会長の任期は、3年とする。

(選任)

第4条 会長は、愛媛大学防災情報研究センター長をもって充てる。

- 2 副会長は、別表-1の第4号委員の中から会長が指名する。

(職務)

第5条 会長は、本協議会を代表して会務を処理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合、会長に代わり会務を処理する。

(招集)

第6条 本協議会は、会長が招集する。

(研究会)

第7条 地域防災力向上の課題を解決するため、調査・研究・情報交換活動を行う別表-2に掲げる研究会を設置する。

- 2 研究会は、委員の推薦する者で構成する。
- 3 研究会の活動期間は、3年とする。ただし、継続を妨げない。

(えひめ防災フォーラム)

第8条 県民の防災意識の啓発ならびに研究会活動の成果報告のため「えひめ防災フォーラム」を毎年8月下旬に開催する。

(事務局)

第9条 事務局を、愛媛大学防災情報研究センター内に置く。

別表-1

第1号委員（大学関係）

愛媛大学防災情報研究センター長

第2号委員（国関係）

国土交通省四国地方整備局企画部長，気象庁松山地方気象台長

第3号委員（県関係）

愛媛県県民環境部長，愛媛県土木部長，愛媛県教育委員会副教育長

第4号委員（市町関係）

松山市長，今治市長，宇和島市長，八幡浜市長，新居浜市長，西条市長，大洲市長，伊予市長，

四国中央市長，西予市長，東温市長，上島町長，久万高原町長，松前町長，砥部町長，内子町長，

伊方町長，松野町長，鬼北町長，愛南町長

別表-2

避難問題研究会，自主防災研究会，防災教育研究会，自治体業務継続計画研究会，防災GIS研究会